

市
久
か
ら
の
お
知
ら
せ

新型コロナウイルスの影響で収入が 減った世帯は国保税を減免できます



問 市民生活課 保険年金係 ☎75-2159

新型コロナウイルスの影響で、年間収入が減少した世帯は、要件を満たした場合、申請することで、国民健康保険税が減免されます。

対象世帯・減免内容

納税義務者の年間収入が30%以上減少することが見込まれる世帯。

↓一部減額または全額免除

※ただし、前年の所得状況によ

ては、対象とならない場合があります
※申請する場合は収入を証明する書類等が必要です

新型コロナウイルスの影響で、納税義務者が亡くなった、または重篤な傷病を負った世帯。

↓全額免除

市
久
か
ら
の
お
知
ら
せ

新型コロナウイルスに感染した人 などに傷病手当金が給付されます



問 市民生活課 保険年金係 ☎75-2159

新型コロナウイルスに感染した人や感染の疑いがあり、給与などを受け取ることができなかった人は、申請することで傷病手当金が給付されます。

対象者

国民健康保険と後期高齢者医療の被保険者のうち、労働契約にもとづいて雇用されている人で、新型コロナウイルスに感染した人、感染が疑われる人で、給与などの全部または一部の支払いを受けることができない人。

対象日

勤務できなくなった日から起

算して、3日を経過した日から、勤務することができない期間のうち、勤務を予定していた日数。

給付額

直近の継続した3か月間の給与収入の合計額を、勤務日数で割った金額に3分の2と対象日数をかけた金額。

適用期間

1月1日(水)から9月30日(水)までの間で、療養のため勤務することができない期間。ただし、入院が継続する場合などは最長1年6か月まで。

お知らせ

市
久
か
ら
の
お
知
ら
せ

「後期高齢者医療費のお知らせ」の 通知時期が変更になります

問 市民生活課 保険年金係 ☎75-2159 佐賀県後期高齢者医療広域連合 ☎64-8476

佐賀県後期高齢者医療広域連合では、被保険者へ「後期高齢者医療費のお知らせ」を郵送していますが、今年から通知時期が変更になります。このお知らせは、確定申告などの医療費控除の手続きで、医療費の明細書とし

て使用することができます。手続きに使用される人は大切に保管してください。

通知時期

（昨年度まで）年3回（7月、11月、2月）
（今年度から）年2回（11月、2月）

7月から国民年金保険料の免除 等申請を受け付けます

問 市民生活課 保険年金係 ☎75-2159
佐賀年金事務所 ☎31-4191



国民年金保険料は、毎月納付が必要ですが、経済的に納付が困難な場合は、本人の申請で「免除・納付猶予制度」を受けることができます。

保険料を未納のままにしておくと、将来の「老齢基礎年金」や障害、死亡といった不慮の事態が生じたときの「障害基礎年金」「遺族基礎年金」を受け取ることができない場合があります。

保険料の免除・猶予一覧

種類	免除額	保険料	受給額(年金額)	期間
申請免除	全額免除	16,540円	0円	2分の1
	4分の3免除	12,400円	4,140円	8分の5
	半額免除	8,270円	8,270円	8分の6
	4分の1免除	4,130円	12,410円	8分の7
納付猶予制度(50歳未満)				
学生納付特例制度	16,540円	0円	反映されます	4月から翌年3月まで

※免除等の期間は受給要件を満たすための資格期間として計算されます

※免除等の申請ができる期間は申請日の2年1か月前までです

審査基準

本人・世帯主・配偶者のそれぞれの前年所得が一定額以下であること。
新型コロナウイルスの影響で収入が減少した場合は、所得の申立書を添付することで、臨時特例手続きが可能です。ただし、減収状況によっては免除に該当しない場合や、免除の種類が変わる場合があります。

持参するもの

年金手帳、またはマイナンバーの分かるもの（マイナンバーカード以外は写真付きの身分を確認できるものが必要）と印鑑。

※離職者がいる場合は、離職票または雇用保険受給資格者証などが必要

※学生の場合は、上記に追加して学生証の写しまたは在学証明書が必要